

# 10月1日から「島根県パートナーシップ宣誓制度」が始まります

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を共同で開始します。

## ○島根県パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。島根県はお二人の関係性を証明する受領カードを交付します。

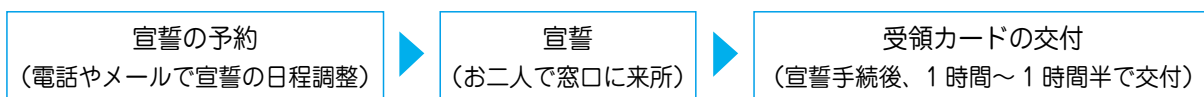
## ○宣誓の要件（一方または双方が性的少数者のカップルであり、①～⑤のすべてを満たしている必要があります）

- ①双方が成年に達していること（満18歳以上）
- ②いずれか1人は島根県民であること（転入予定を含む）
- ③双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと
- ④双方が宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと（ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く）

## ○宣誓に必要な書類（①～③すべて必要です）

- ①住民票の写し
- ②婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）
- ③本人が確認できる書類（マイナンバーカード等）

## ○手続きの流れ



手続きは、次のいずれかの窓口で行なっていただきます。

＊島根県人権啓発推進センター（松江市殿町128 島根県東庁舎）

☎0852-22-6051   FAX 0852-22-9674   ✉doutai@pref.shimane.lg.jp

＊島根県西部人権啓発推進センター（浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎）

☎0855-29-5503   FAX 0855-29-5531   ✉doutai@pref.shimane.lg.jp

## ○島根県パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス

- ①公営住宅の入居申込み
- ②病院での面会・病状説明・手術同意 など

※各自治体、団体によってサービス内容が異なる場合があります。

【問い合わせ先】益田市人権センター ☎31-0412   FAX 31-0414   ✉jinken@city.masuda.lg.jp

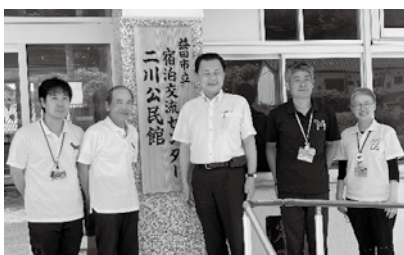
## 丸山知事が美都地域と匹見地域を訪問！

7月21日(金)に、丸山達也島根県知事が「石見の日」として美都地域と匹見地域を訪れました。この「石見の日」は、知事が石見地域を訪問し、現地視察や意見交換を通じて直接地域の実情を把握することを目的としています。

美都地域では、市立宿泊交流センターを視察し、指定管理者として施設を管理している地域自治組織「一般社団法人ぬくもりの里二川」の皆さんから、公民館を併設した館内の様子や青少年との交流活動などについて説明を受けました。

また、匹見地域では、UIターナーを中心に地域資源の活用に取り組んでいる「株式会社葵屋」の安藤代表から、匹見わさびの特徴や爽やかな香りのする樹木クロモジを使用した商品の説明を受けました。

丸山知事は最後に「今後ますます地域を盛り上げていってほしい」とメッセージを送りました。



市立宿泊交流センターを視察



(株)葵屋の安藤代表らと意見交換

